

# 台大病院入院同意書

年 月 日

入院者 \_\_\_\_\_ が入院するに際して、私（記入者）は次の事項に従います：

- 一、入院規約と同意書をよく読み、医療スタッフの指示に従います。
- 二、入院期間中のすべての費用、即ち、健康保険の自己負担費用、差額費用及び他の自費項目などを支払います。滞納或いは借金の場合は、入院者と記入者が連帯責任で返金します。
- 三、救急手術してから入院する場合、急診費用（血品材料費など）は退院する際に支払います。
- 四、医療法第75条第3項により、患者が医師の診断で退院できる場合は、即退院か転院の手続きをします。病院に居続けたい場合は、医師の同意を得て、全民健康保険法第41条に準じて、自費患者として医療費用を全部自己負担します。
- 五、全民健保が規定する自己負担費用の比率、即ち入院日数30日以内は10%(上限36000元)；31-60日は20%(上限なし)；61日以上は30%(上限なし)の費用を支払います。
- 六、以下の表に私が印をつけた病室に入り、その病室料を表通りに支払います： 署名： \_\_\_\_\_

病室等級		自費患者		健康保険患者		
		入院室料(元/毎日) (ケア・診察料を含める)	支払いする 差額(元/毎日)	健保が規定する自己負担入院室料(元/毎日) (ケア・診察料を含める)		
				1-30日(10%)	31-60日 (20%)	61日以上 (30%)
特甲A	東院(個室)	10,333	8,000	172	344	516
特甲一	東院(個室)	9,333	7,000	172	344	516
特甲三	東院(個室)	7,333	5,000	172	344	516
特乙一	東院/西院/児童(個室)	5,933	3,600	172	344	516
特乙二	リハビリ2室/腫瘍1室 (個室)	4,413	2,080	172	344	516
一等一	東院/西院/児童(2床室)	3,933	1,600	172	344	516
産特甲一	児童病院産科(個室)	10,333	8,000	172	344	516
産特甲二	児童病院産科(個室)	8,333	6,000	172	344	516
産特乙一	児童病院産科(個室)	6,833	4,500	172	344	516
産一等等	児童病院産科(2床室)	4,833	2,500	172	344	516
健保床	東院/西院/児童(健保床)	3,933(以下含め)	—	172	344	516

(注：1.6歳以下の自費患者は、健保に準じて費用を倍計算します。2. 国際の患者は自費患者として、1.3倍の費用を請求します。)

七、原則上異性の患者は同一房室に入室できませんが、児童あるいは親族の場合は許可を得てから病室を調節します。

八、お見舞いの方に、病室番号を 知らせます 知らせません。

九、訴訟がある場合は、台湾台北地方法院を第一審裁判所とすることを承知致します。

記入者氏名： \_\_\_\_\_ (署名・サイン)

入院者との関係：本人 親族、関係は \_\_\_\_\_

生年月日： 年 月 日

身分証番号(居留証番号)：

電話番号：

住民票住所：

現住所：

緊急連絡先： \_\_\_\_\_ 関係： \_\_\_\_\_

電話番号：

住所：

ステッカー貼付

1. 入院者が未成年者或いは成年被後見人の場合は、法定代理人が代わりに記入してください。
2. 入院者が判断能力を欠く場合は、配偶者或いは一等親族が代わりに記入してください。